

○ 財務省告示第三百四号
平成十二年八月十三日より告示する。政府短期証券の規定に基づき、大蔵省の発行二令六号～第五十三条第十一項の規則（平成十一年大蔵省）に依り、本件等を次のように定めることとする。

國庫短期証券（第一百二十八回）

二 一 行二令六号～第五十三条第十一項の規則（平成十一年大蔵省）に依り、本件等を次のように定めることとする。

の法發号名稱及び記

國庫短期証券（第一百二十八回）

の法發号名稱及び記

三 二 一 行二令六号～第五十三条第十一項の規則（平成十一年大蔵省）に依り、本件等を次のように定めることとする。

用振等替法の適

用振等替法の適

用振等替法の適

四 行二令六号～第五十三条第十一項の規則（平成十一年大蔵省）に依り、本件等を次のように定めることとする。

發行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。～格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法
市る参て札發によ「争は受けるもとい」
場も加、「争は受けるもとい」
特の者財同「争は受けるもとい」
別にご務時と「争は受けるもとい」
參よと大にい「争は受けるもとい」
加るに臣行う「争は受けるもとい」
者発応がわ～下入行とし。
・行募各れ及一札わする。
第へ限國るび価一れ。の
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ	六 ロ イ	五 方 募
振額最 替 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	低行争非者特国入価込 額入価・別債札格金 札格第参市発競金 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市発競 發競I加場行争の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万千五二 四四十兆 千百九三 円六万千 十六五 五千百 億六二 七百十 千円九 六億 百六 五百 五十 四百	額億額 面四面 金千金 額万額 で円で 千二兆 四百三 六千五 六十 五百 三十三	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を囲別応ち 割内參募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

価格競争入札発行」という。

